

令和6年第12回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日		令和6年12月25日(水)					
開会場所		鴻巣市川里農業研修センター 集会室					
開 会		令和6年12月25日 午後3時04分					
閉 会		令和6年12月25日 午後3時37分					
議 長		大塚 明夫					
委員応召並びに出席状況							
農 <							

会議事件名

- 議案第50号 農地法第3条の規定に関する件
 議案第51号 農地法第4条の規定による転用許可申請
 議案第52号 農地法第5条の規定による転用許可申請

	顛末 令和 6 年 1 2 月 2 5 日 開会 午後 3 時 0 4 分
【議長】	これより、令和 6 年第 1 2 回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。 本日の定例会は農業委員 1 3 名中、1 1 名出席ですので定例会は成立しております。 議案書の訂正はありませんか。
【事務局】	議案書の訂正をお願いします。3 ページの議案第 5 1 号 農地法第 4 条の規定による転用許可申請 番号 9 についてですが、添付書類の補正が間に合わず許可相当か判断ができませんので、保留とし来月以降に審議をお願いする予定です。これにより、集計数値のところも訂正となります。転用許可申請が 2 件 2 筆 6 0 6 m²となり、畑 2 件 2 筆 6 0 6 m²と訂正してください。以上です。
【議長】	続きまして、議事録署名人の指名をします。番号 1 0 番 荒井 広志 委員・番号 1 1 番 伊藤 政士 委員をお願いします。 これより議案審議に入ります。 議案第 5 0 号 農地法第 3 条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第 5 0 号 農地法第 3 条の規定に関する件 所有権の移転 4 件 3 2 筆 番号 4 0 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は 6 0 0 日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は 1 3, 3 8 9. 3 9 アールで、拠点から申請地までは約 3 キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たし

	ております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【荒井 広志 農業委員】	番号４０について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【松村 洋充 推進委員】	番号４０について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号４１について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号４１ 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は６００日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は１１，１９８．０４アールで、拠点から申請地までは約３キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【林 繁雄 農業委員】	番号４１について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、小麦を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【西崎 照男 推進委員】	番号４１について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号４２について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号４２ 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は７２０日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は３３７．８２アールで、自宅から申請地までは５０メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【林 信夫 農業委員】	番号４２について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、花卉を栽培し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【桐敷 光朗 推進委員】	番号４２について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号４３について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号４３ 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は４８０日であり、農作業に常時従事していると認められます。本申請は、経営継承による所有権移転のため、受人が取得後における農地の経営面積は変わらず、１，２０１．５１アールで、自宅から申請地までは約６キロメートル以内であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。まず初めに鴻巣西地区の農業委員からお願いいたします。

【伊藤 政士 農業委員】	番号４３について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。受人が渡人の所有している農地の一部を経営継承し、水稻を作付するため、今回の申請地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われしますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に吹上地区の農業委員からお願いいたします。
【秋池 功 農業委員】	番号４３について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。受人が渡人の所有している農地の一部を経営継承し、水稻を作付するため、今回の申請地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われしますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に鴻巣西地区の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号４３について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。次に吹上地区の推進委員からお願いいたします。
【石川 保男 推進委員】	番号４３について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第５０号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第50号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第51号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第51号 農地法第4条の規定による転用許可申請 農家住宅（追認） 1件 1筆 農家住宅（進入路） 1件 1筆 番号8 申請人は現在市内で稲作と果樹栽培を中心とした農業経営を行っています。今回、申請地の土地全部事項証明書を法務局で取得したところ、土地の地目が農地であることが判明しましたが、当該地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を農家住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅（追認）として申請するものです。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、引き続き耕作をするとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【荒井 広志 農業委員】	番号8について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅（追認）ということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【松村 洋充 推進委員】	番号 8 について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和 4 5 年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号 1 0 について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号 1 0 申請人は、現在市内に家族 4 人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、農家住宅の建替えを計画し、土地を探したところ、住宅敷地が建築基準法上の接道要件を満たす道路に接していないことが判明したため、同法に適合するよう進入路として農地転用を計画したことに伴い申請するものです。なお、許可申請に伴い分筆した残りの農地については、申請人が耕作するとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦 農業委員】	番号 1 0 について調査してまいりました。申請地は、おおむね 3 0 0 メートル以内に駅・市町村役場等が存在する農地であるため、農地区分は第 3 種農地（原則許可農地）に該当すると判断します。農家住宅（進入路）ということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 正芳 推進委員】	番号 1 0 について調査してまいりました。申請地には農家住宅の進入路を設置するということですが、隣接農地との境界にはコンクリート板を設置します。

	雨水は宅内浸透処理とし、農家住宅の生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第51号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第51号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第52号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第52号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 4件 7筆 使用貸借権の設定 1件 2筆 番号59 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。現在の農業用機械の駐車場が圃場から遠いため、農作業の効率化と経営規模拡大に伴い農業用機械の駐車場の設置を新たに計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【荒井 広志 農業委員】	番号５９について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地、いわゆる白地の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農業用機械の駐車場を設置するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【松村 洋充 推進委員】	番号５９について調査してまいりました。申請地には農業用機械の駐車場を設置するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップを設置します。雨水は敷地内浸透処理とし、生活排水についてはありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号６０について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号６０ 受人は、現在市内に家族５人で暮らしています。国土交通省が施行する一般国道１７号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、現在の自宅が収用されることになり、代替地として移転先を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【林 繁雄 農業委員】	番号 60 について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地、いわゆる白地の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅及び道路後退用地ということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【西崎 照男 推進委員】	番号 60 について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、雨水管に接続し放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号 61 について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号 61 受入は、現在、市外で不動産業を営んでいます。鴻巣市内に建売住宅を計画し土地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、建売住宅 2 区画を申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【寺山 佳宏 農業委員】	番号 6 1 について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地、いわゆる白地の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。建売住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【関塚 正己 推進委員】	番号 6 1 について調査してまいりました。申請地には、建売住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号 6 2 について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号 6 2 受入は、現在市内に家族 2 人で暮らしています。国土交通省が施行する一般国道 1 7 号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、現在の自宅が収用されることになり、代替地として移転先を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【林 繁雄 農業委員】	番号 6 2 について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地、いわゆる白地の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【西崎 照男 推進委員】	番号 6 2 について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、雨水管に接続し放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号 6 3 について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号 6 3 受入は、現在市内で建設業を営んでいます。現在の資材置場では手狭となったため、今回、資材置場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【尾澤 利彦 農業委員】	番号63について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。資材置場を設置するというこ とで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 毅 推進委員】	番号63について調査してまいりました。申請地には資材置場を設置するとい うことですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨 水は敷地内浸透処理とし、生活排水についてはありません。このため、転用後 も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生 じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の ある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第52号について原案のと おり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第52号について原案のとおり 許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、会長専決 規程第3条による専決事項を報告いたします。 令和6年11月12日～令和6年12月10日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出 3件 3筆 1,492㎡ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

	所有権の移転 14件 18筆 3,924.80㎡ 農地改良等に係る届出 1件 2筆 560㎡ 合計届出件数 18件 23筆 5,976.80㎡ これらは、全て会長専決でございます。 何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【会長代理】	・親睦会新年会の開催について
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について
【議長】	これをもちまして、令和6年第12回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和7年1月24日（金）午後2時30分より場所は鴻巣市役所にて開催を予定しております。
	閉会 午後3時37分